

過疎地域持続的発展方針

(令和3年度 ~ 令和7年度)

和歌山県

はじめに

1 方針の趣旨

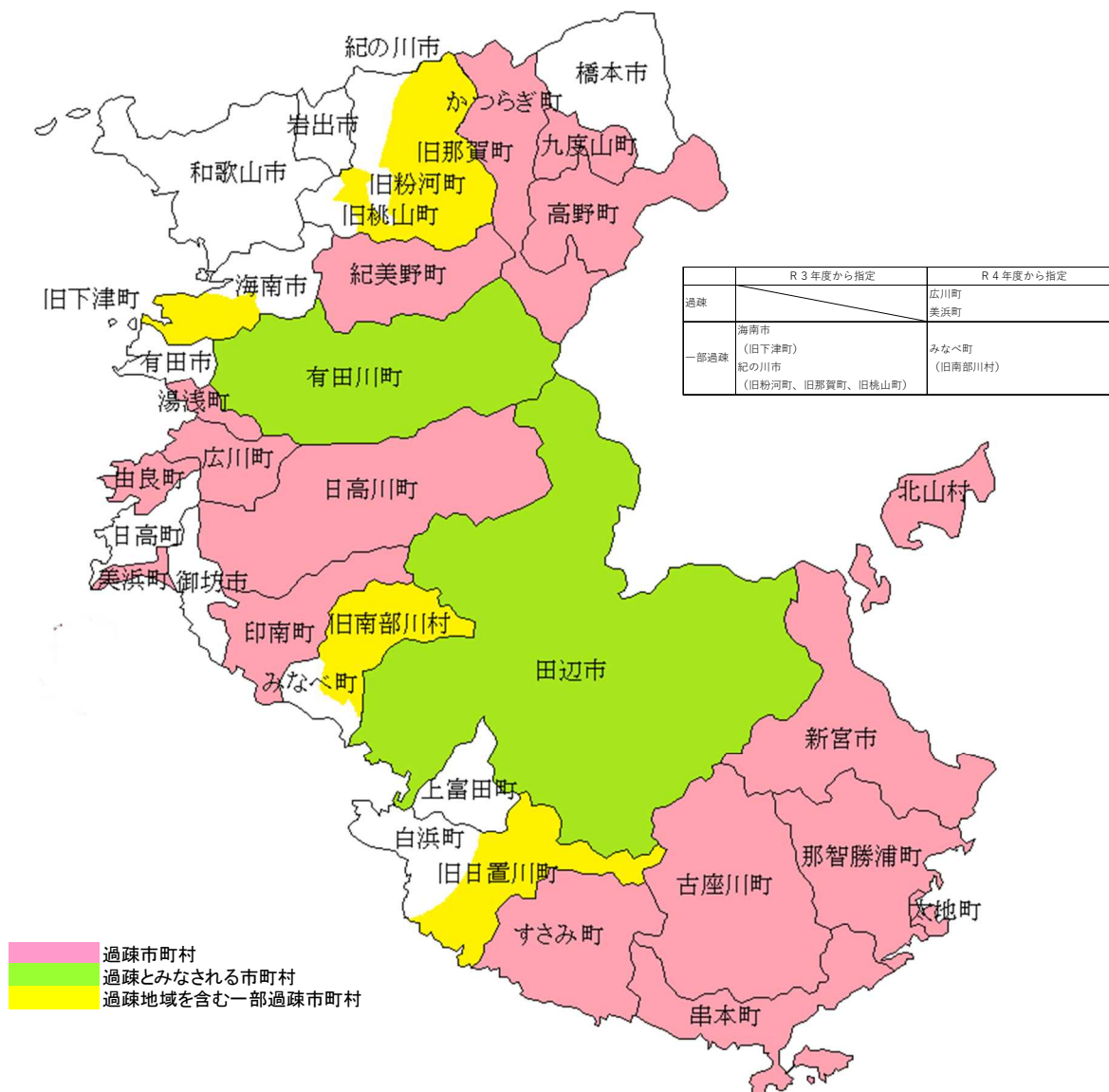
和歌山県過疎地域持続的発展方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第7条の規定に基づき、本県における今後の過疎地域の持続的発展のための総括的な方針を示すとともに、和歌山県過疎地域持続的発展計画及び各過疎地域において定める過疎地域持続的発展市町村計画を策定する際の指針とするものである。

2 方針の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

3 対象地域

過疎地域持続的発展特別措置法第2条第2項の規定に基づき公示された本県における対象地域は23市町村（4市18町1村。うち過疎地域とみなされる区域を有する市町村：1市1町、過疎地域を含む一部過疎市町村：2市2町）



目 次

I 基本的な事項

1 過疎地域の現状と問題点	1
(1) 過疎地域の現状	1
(2) これまでの過疎対策の成果	7
(3) 過疎地域の現状・課題	9
2 過疎地域持続的発展の基本的な方向	10
(1) 基本的な方向	10
(2) 都道府県の責務	11
3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	13

II 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成の推進

1 方針	15
2 移住・交流の推進	15
(1) 移住・定住の推進	15
(2) 都市部との交流推進	16

III 産業の振興

1 方針	17
2 農林水産業の振興	17
(1) 農業	17
(2) 畜産業	18
(3) 林業	19
(4) 水産業	20
3 地場産業の振興	21
4 情報通信産業の振興	22
5 企業の誘致対策	22
6 起業の促進	23
7 商業の振興	23
8 観光又はレクリエーション	24

IV 地域における情報化の推進	
1 方針	26
2 情報通信(ICT)基盤の整備・活用推進	26
V 交通体系の整備	
1 方針	28
2 国道、県道及び市町村道の整備	28
3 農道、林道及び漁港関連道の整備	29
4 交通確保対策	30
VI 生活環境の整備	
1 方針	31
2 水道施設、汚水処理施設の整備	31
(1)水道施設の整備	31
(2)汚水処理施設の整備	32
(3)廃棄物処理施設の整備等	32
3 防災・減災対策の推進、消防・救急施設の整備	33
(1)大規模災害に備えた安全の推進	33
(2)消防体制の整備	34
(3)救急体制の整備	34
4 安心できる生活環境の整備	35
VII 子育て環境の確保と高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
1 方針	36
2 出会い・結婚の支援	36
3 妊娠・出産、子育て環境の確保	37
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の取組み	37
5 障害児者等の福祉の向上及び社会参加促進を図るための対策	38
VIII 医療の確保	
1 方針	39
2 へき地医療体制の整備	39

IX 教育の振興

- 1 方針41
- 2 小中学校における教育活動の充実41
- 3 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備42

X 集落の整備

- 1 方針43
- 2 集落の再編整備43

XI 地域文化の振興等

- 1 方針44
- 2 地域文化の振興等に係る施設の整備44

XII 地域における再生可能エネルギーの利用促進

- 1 方針46
- 2 クリーンエネルギーの活用推進46

I 基本的な事項

1 過疎地域の現状と問題点

(1) 本県の過疎地域の現状

ア 概況

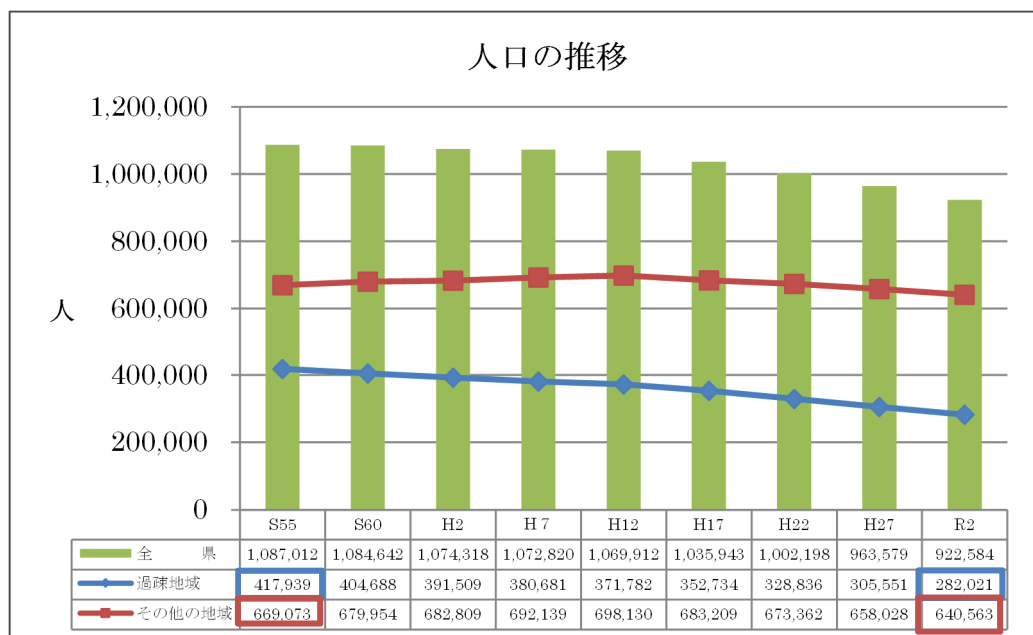
- ◎ 本県の過疎地域は、72.9%が森林に覆われ、耕地の占める割合は5.8%であり、主に県北部から中部の割合が大きい。
- ◎ 令和2年国勢調査では、過疎地域の全県に占める割合は、面積が83.3%を占めるが、人口は30.6%であり、また、1km²当たりの人口密度は71.5人となっており、全県の195.2人の約3分の1となっている。

区分	市町村数	人口(千人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
過疎	23	282,021	3940.7	71.5
全県	30	922,584	4726.2	195.2
割合(%)	76.7%	30.6%	83.3%	—

※令和2国勢調査結果より作成

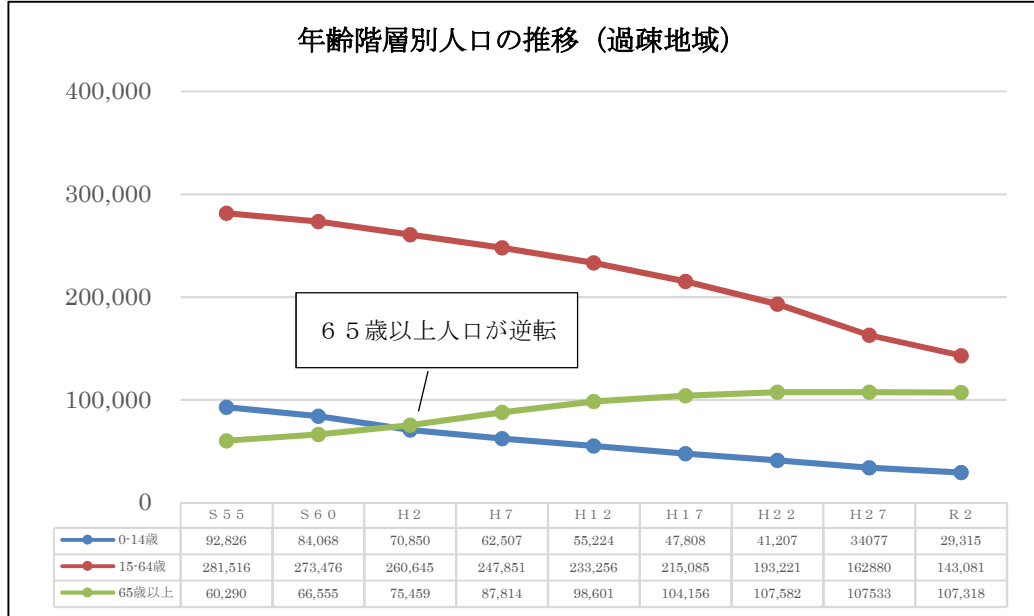
イ 人口の動向

- ◎ 県全体の人口は、全国より早い流れで人口減少が進み、昭和60年以降は減少局面に入っている。その他の地域は、高度経済成長に伴う都市部への人口集中の影響もあって、ほぼ横ばいであるのに対し、過疎地域は昭和55年から一貫して減少を続けている。



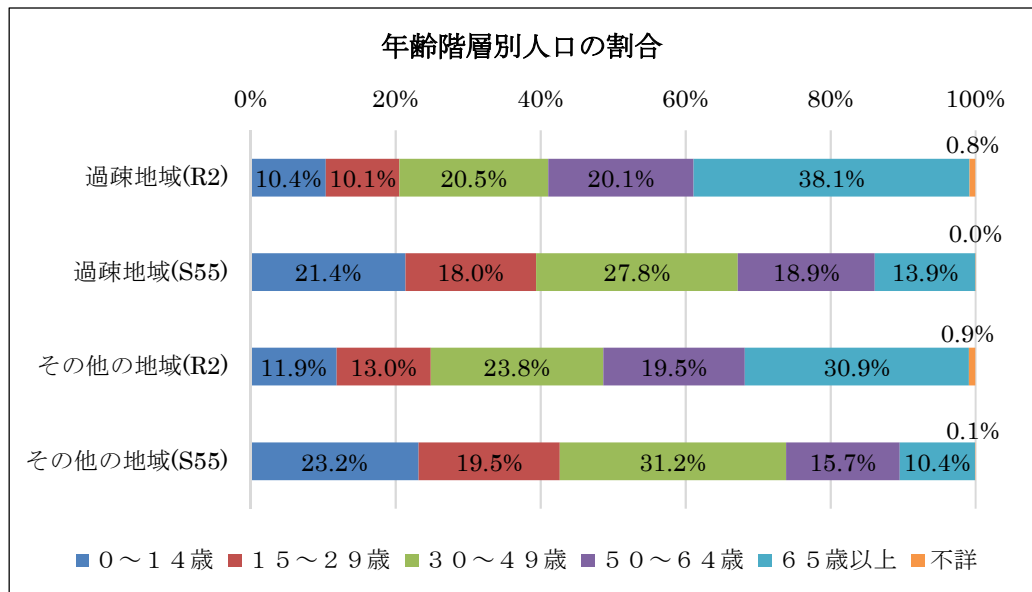
※ 令和2国勢調査結果より作成

◎ 過疎地域の年齢層別人口の推移について、平成2年に65歳以上人口が0～14歳の人口を逆転した。15歳～64歳の生産人口も減少傾向にあり、地域の担い手不足が進行している。



※令和2国勢調査結果より作成

◎ 昭和55年と令和2年の年齢構成を過疎地域とその他地域で比較すると、年齢構成の変化は、各年齢層において同様の変化が起こっている。一方、令和2年で比較すると、特に65歳以上人口では、過疎地域が38.1%と7.2ポイント上回っており、過疎地域の高齢化はより顕著である。

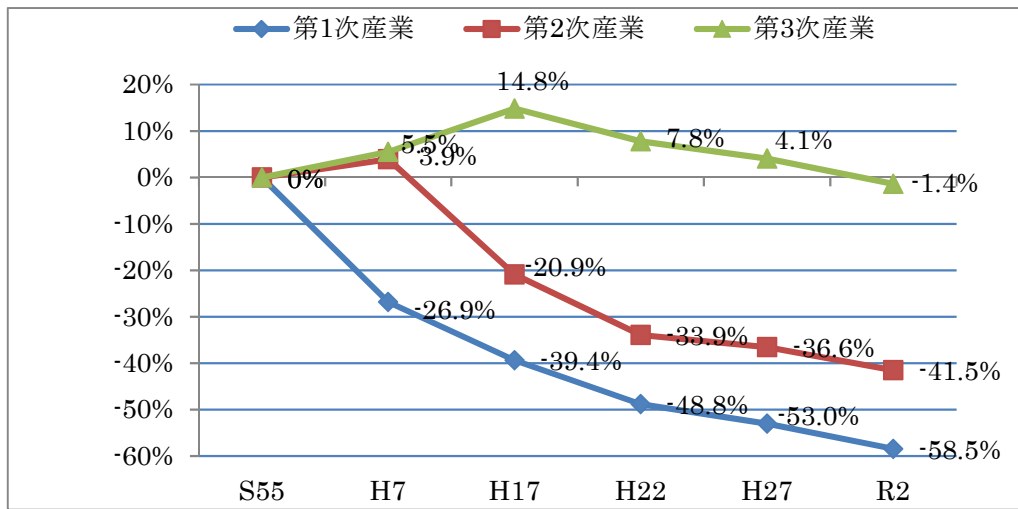


※令和2国勢調査結果より作成

ウ 産業・雇用の状況

- ◎ 令和2年国勢調査によると、過疎地域の総就業人口は、137,596人で、県全体428,780人の32.1%となっている
- ◎ 過疎地域における産業別就業人口の40年間（昭和55年～令和2年）の推移をみると、第一次産業は58.5%減、第二次産業は41.5%減、第三次産業では1.4%減となっており、第一次産業が大幅に減少している。

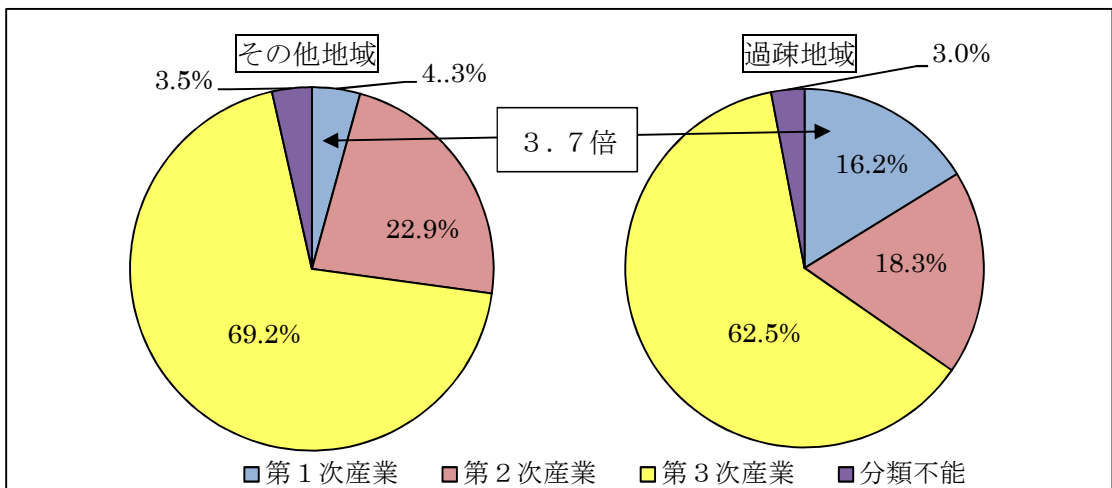
産業別就業人口の推移



※令和2年国勢調査結果より作成

- ◎ 過疎地域とその他の地域における産業別就業人口の割合を比較してみると、過疎地域は、第一次産業における就業人口の割合が、その他の地域と比して3.7倍となっており、第一次産業就業者の減少は、担い手不足という点において、過疎地域ではより深刻な影響がある。

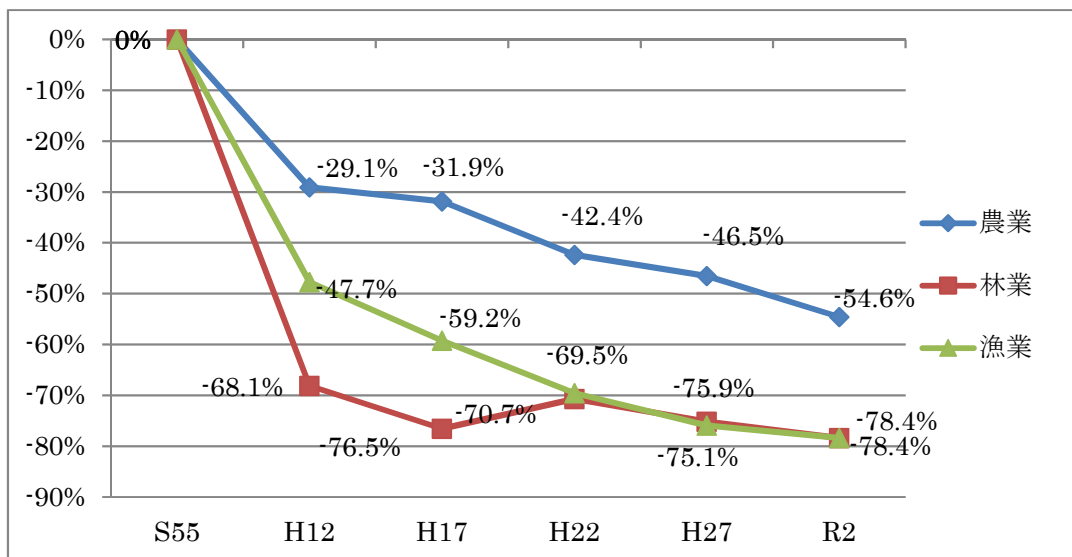
過疎地域とその他の地域の産業別就業人口の割合



※令和2年国勢調査結果より作成

- ◎ なお、過疎地域の第一次産業就業人口は40年間でそれぞれ、農業従事者人口で54.6%、林業従事者で78.4%、漁業従事者で78.4%減少しており、第一次産業の各業種において従事者は減少傾向にある。

第1次産業就業人口の推移



※R2 国勢調査結果より作成

エ 財政状況

- ◎ 令和2年度における過疎市町村の標準財政規模の平均をみると、非過疎地域の約3割であり、財政規模は小さくなっている。
- ◎ 財政力指数は、非過疎地域の平均0.503に対し、過疎地域市町村の平均は0.275と低い数値となっており、財政力は極めて弱いものとなっている。

	標準財政規模 (百万円)	財政力指数 (3カ年平均)
過疎地域	4,927	0.275
非過疎地域	15,018	0.503

- ※ 過疎地域には、一部過疎市町村を含まない
- ※ 標準財政規模は1市町村あたりの平均
- ※ 令和2年度時点

オ 社会資本整備の状況

〔道路整備〕

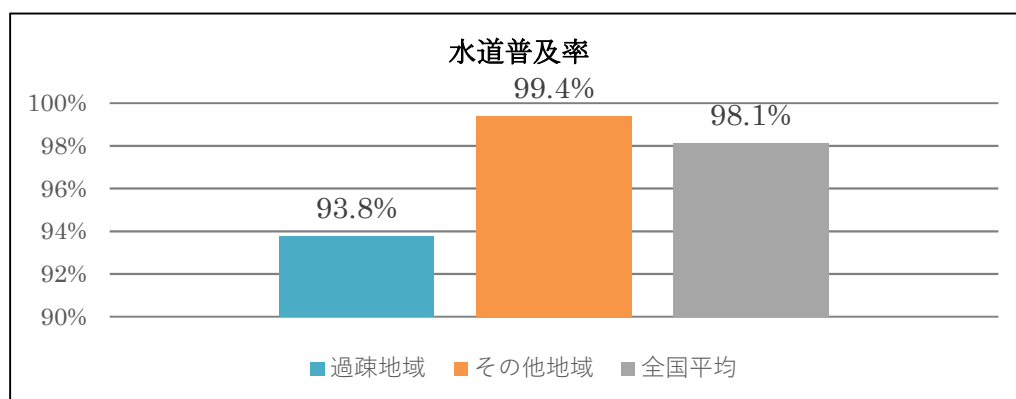
- ◎ 過疎地域における国道、県道及び市町村道の道路延長は 10,281.9km で、県全体 13,733.4km の約 75% を占めている。
- ◎ 過疎地域の国道、県道及び市町村道の改良率は、県全体 70.7% に対し、63.1% と低い状況となっている。

		実延長 (km)	現況	
			改良済 (km)	改良率 (%)
国道	過疎地域	887.6	763.3	87.4%
	その他	153.1	141.5	97.5%
県道	過疎地域	1,516.9	949.0	61.9%
	その他	380.2	1,704.0	79.1%
市町村道	過疎地域	7,877.3	3,142.7	40.0%
	その他	2,918.3	1,704.0	58.2%
計	過疎地域	10,281.9	4,855.0	63.1%
	その他	3,451.6	3,549.4	78.3%
	県全体	13,733.4	8,404.4	70.7%

※時点：R2.3.31（道路統計年報 2021）

〔水道〕

- ◎ 上水道などの水道施設は相当に整備されてきたが、令和元年度末のその他の地域の普及率は 99.4% に対し、過疎地域の普及率は 93.8% と低い状況になっている。

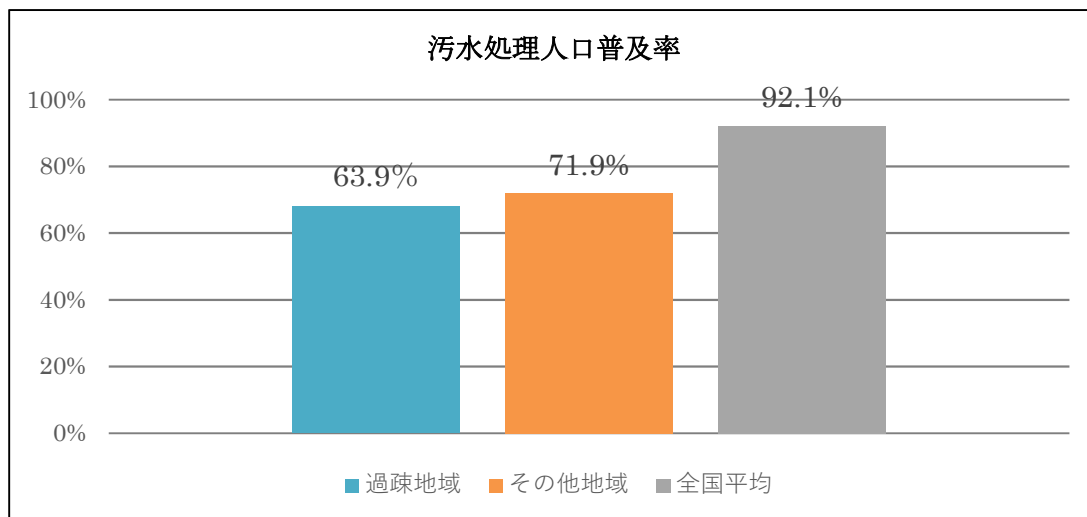


※一部過疎地域は市町村全域

※令和3年度指標から見た和歌山県の姿より作成

【汚水処理】

◎ 下水道などの汚水処理人口普及率は、令和2年度末でその他の地域71.9%に対し、過疎地域63.9%と低い状況となっている。また、全国平均92.1%（令和2年度末）と比較しても、いずれも、その整備はかなり遅れている。



※一部過疎は市町村全域

※令和3年度指標から見た和歌山県の姿より作成

【学校教育】

◎ 過疎地域の小学校の児童数は、平成24年に21,119人であったものが、令和2年には17,436人と減少している。また、中学校の生徒数も平成24年に11,775人であったが、令和2年には9,113人と減少している。

◎ 過疎地域の学校数（分校数を含む。）は、小学校が平成24年の177校あったものが、令和2年には152校に減少し、中学校も平成24年に89校であったものが、令和2年には82校と統廃合が進んでいる。

【医療】

◎ 過疎地域の無医地区数は、平成26年の20地区（7市町）から令和元年には15地区（8市町）に減少しているものの、県内の無医地区の人口については3,319人であったものが、3,423人に上昇しており、医療機会の確保が引き続き必要な状況にある。

※無医地区＝医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が同居している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区

(2) これまでの過疎対策の成果

昭和30年代後半にいわゆる過疎問題が発生し、過疎地域の急激な人口減少に伴う問題に対処するため、過疎地域対策緊急措置法が制定され、その後、時代に合わせて修正しながら、3次にわたる法制定がなされた。平成12年度に制定された過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末を期限としていたが、依然として経済指標や道路整備等について過疎地域以外の地域との格差があり、また、国土形成のあり方としても、持続可能な地域社会の形成には、過疎地域が有する可能性の実現による発展が不可欠とされ、令和3年3月通常国会において、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定され、同年4月に施行された。

■過疎地域対策緊急措置法（昭和45年度～昭和54年度）

- ・ 公示市町村数（15市町村）
- ・ 過疎対策事業債（95億円）

■過疎地域振興特別措置法（昭和55年度～平成元年度）

- ・ 公示市町村数（16市町村）
- ・ 過疎対策事業債（204億円）

■過疎地域活性化特別措置法（平成2年度～平成11年度）

- ・ 公示市町村数（17市町村）
- ・ 過疎対策事業債（318億円）

■過疎地域自立促進特別措置法（平成12年度～平成21年度）

- ・ 公示市町村数（13市町村）
- ・ 過疎対策事業債（355億円）

■過疎地域自立促進特別措置法（平成22年度～平成25年度）

- ・ 公示市町村数（16市町村）
- ・ 過疎対策事業債（240億円）

■過疎地域自立促進特別措置法（平成26年度～令和2年度）

- ・ 公示市町村数（18市町村）
- ・ 過疎対策事業債（577億円）

この間、過疎対策事業債の発行や補助率の引き上げ、税の優遇措置などの特別措置が講じられ、国、県及び市町村が一体となって、地域の生活環境の改善や産業基盤の整備などを推進してきた。

その結果、過疎地域の重要な産業である農林水産業の分野では、農地整備や農業用水の確保、農林道の開設及び漁港整備などの生産基盤整備が行われ、円滑な生産活動に寄与されてきた。

交通通信体系の分野では、特に、その整備が積極的に行われ、中でも、道路整備については、既設道の拡幅などの改良や舗装が進み、住民生活の利便性が向上してき

た。また、ハード対策としての道路整備に加えて、住民の日常生活に必要な交通の安定的な確保を図るための措置も講じられてきた。

情報通信基盤の整備については、ブロードバンド網の整備が進み、過疎地域においてもインターネットが利用できる環境が整ってきた。

生活環境の分野では、水道施設の整備が進められ、過疎地域以外との格差が是正されてきた。また、汚水処理施設については、全県域汚水適正処理構想に基づき整備を推進している。

医療の分野では、様々な医療確保対策が講じられてきた結果、無医地区の人口が大幅に減少してきた。さらに、救急需要に対応するため、ドクターヘリや防災ヘリコプターを活用した救急体制の整備を推進している。

移住・定住の分野では、移住相談者の「くらし」「しごと」「住まい」を一体的に支援する体制を東京・大阪及び各市町村に構築し、都市部からの移住を加速化させるとともに、ふるさと生活圏単位で、維持・活性化を図る住民活動を支援するなど定住施策を推進している。

このような過疎対策の実施により、社会基盤整備など地域格差の是正に一定の成果が上げられてきたが、依然、過疎地域以外の地域と比べて人口減少・少子高齢化が著しく進んでおり、引き続き対策を講じていく必要がある。

(3) 過疎地域の課題

本県の過疎地域では、重要な産業である農林水産業の低迷、路線バスなどの公共交通機関の廃止、耕作放棄地の増加及び有害鳥獣による農作物被害の増加など、様々な問題が生じており、人口減少や少子高齢化が著しく進み、生活基盤の弱体化、医療・福祉などくらしを支えるサービスの低下など、過疎地域の集落機能の維持が困難な状況となっている。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて、大都市について、人口密度が高い地域で日常活動を行うことのリスクや、社会経済機能が一極に集中していることのリスクを国家的課題として捉えなければならない状況の中において、国土形成のあり方として、持続可能な地域社会の形成に向け、過疎地域に期待される役割は大きい。

【過疎地域の主な現状・課題】

1 全国に先駆けて進行する人口減少と超高齢社会

本県の人口は今後、何も対策を講じなければ2060年には「50万人」程度まで激減すると予測されている（国立社会保障・人口問題研究所 2013（平成25）年3月推計）。

とりわけ、過疎地域の人口減少と高齢化は、その他の地域に比して、より早く進行すると予測されており、若年層人口の獲得が課題である。

2 経済を支える労働力の減少

過疎地域の深刻な少子化とそれに伴う生産年齢人口の減少に加え、就職・進学を地域外に求める若者が、県外に転出する状況が続いており、地域の産業の担い手の確保が課題。特に農林水産業は、就業者数が減少しており、就業者に占める65歳以上の高齢者の割合も高く担い手の確保が急務である。各産業において進行している労働力不足の深刻化については、AI、IoT、5G等の急速に進展するデジタル技術を活用することで、労働生産性を向上させることが期待される。

3 大規模自然災害の脅威

南海トラフ沿いの3つの領域（東海・東南海・南海）では、これまでも繰り返し津波を伴う地震が発生しており、南海トラフ地震は今後30年以内に高い確率で発生することが予想される。また、本県は、日本有数の多雨地域であるとともに、急峻な地形が多く、各河川の河口に広がる堆積低地を中心に市街地が発達しているため、集中豪雨・台風による土砂災害・浸水被害が頻繁に発生している。

4 人口減少下における生活機能の確保

過疎地域の生活環境の整備は、これまでの取り組みにより相当の成果があるものの、都市部など他の地域との格差は依然として解消されるに至っていない。基幹道路、水道施設、污水处理施設、医療体制の整備など、基本的な生活機能の確保に加え、保育所などの子育て環境、超高速ブロードバンド網の整備など生活環境の改善に引き続き取り組む必要がある。中山間地域においては、今後、人口減少によって存続が危ぶまれる集落の増加が見込まれ、住民の社会生活に支障が生じる恐れがある。そのため、地域の保健及び福祉の向上・増進を図り、安心して安全に暮らせる環境を整備する必要がある。

5 地域の活力低下

本県が有する豊かな自然、個性豊かな伝統や多様な文化の維持・発展には、過疎地域に住む人々がその担い手となり、重要な役割を果たしてきたが、少子高齢化や地域外への転出超過により、活力が低下しており、地域の担い手の確保が必要である。

2 過疎地域持続的発展の基本的な方向

(1) 基本的な方向

令和3年4月1日施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、過疎地域は「食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさや潤いを与え、国土の多様性を支えている。また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なもの」と位置づけられている。

特に、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を機に、新たな生活様式など都市部での暮らしが見直され、地方への移住に関心が高まっている中、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されることは、都市圏住民を含めた安全・安心な生活に寄与するものである。

本県の状況を見ると、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を含む緑豊かな山々、風光明媚な海岸線、高野山・熊野古道などの歴史・文化的遺産、紀の川・有田川・日高川・熊野川などの清流といった、大きな魅力を有する本県の過疎地域は、心身を癒し、新たな活力を生み出す「蘇りの地」として、県民はもとより国民全体の財産として重要な地域となっている。

このような本県がもつ魅力の継承・発展は、過疎地域に住む住民によって支えられてきたが、県内の過疎地域の現状は、後継者不足などにより地域活動が停滞し、維持、存続が危ぶまれる集落も少なくない。加えて、日常生活を支える商店や診療所などを有する基幹集落においてさえも、その機能を維持することが困難となっている。

過疎地域の持続的発展には、地域が抱える課題や地域を取り巻く社会状況を的確に把握し、地域の特産品や、それぞれの個性豊かな自然環境や伝統文化などを有効に活用して対策を講じて行く必要があり、その対策としては、そこに住まう人々の安全・安心な暮らしを支え、守るだけでなく、過疎地域がもつ魅力をさらに高め、都市と過疎地域がともに支えあうものでなくてはならない。

また、近い将来高い確率で発生が予想される東海・東南海・南海大地震などに備えるため、橋梁の耐震化などの防災減災対策にも力を入れているところであるが、その整備水準はいまだ十分にはないため、基幹道路及び生活基盤整備などを継続して実施

していく必要がある。

加えて、地域の実情や動向、行政ニーズを的確に把握し、分野ごとの施策の方向性を見極めた上で、地域医療の確保や交通手段の維持・確保、担い手の確保、移住・交流施策の推進など、地域の実情にあった実効性のある、きめ細やかなソフト対策についても、推進する必要がある。とりわけ、関係人口の創出や、地域に不足している専門人材の活用により、地域活力の更なる向上を図る必要がある。

以上を踏まえ、本県では、「未来を拓くひとを育む」、「たくましい産業を創造する」、「安全・安心で、尊い命を守る」、「暮らしやすさを高める」、「魅力ある地域を創造する」ことを目指し、地域が持続的に発展していくための基本的な方向を次のとおり定め、住民生活の利便性向上と集落の活性化対策を総合的に推進するものとする。

(2) 都道府県の責務

社会経済情勢の変化を踏まえ、過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策を行うとともに、市町村相互間の連絡調整に加え、地域住民や NPO、地域活動団体などとも連携し、過疎地域の持続的発展に取り組む。また、市町村に対する人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

【過疎地域の持続的発展に向けた基本的な方向】

1 未来を拓くひとを育む

(教育の振興)

- 小中学校における教育活動の充実
- 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備

(地域文化の振興等)

- 地域文化の振興等に係る施設の整備

2 たくましい産業を創造する

(産業の振興)

- 農林水産業の振興
- 地場産業の振興
- 情報通信産業の振興
- 企業の誘致対策
- 起業の促進
- 商業の振興
- 観光又はレクリエーション

(地域における再生可能エネルギーの利用促進)

- クリーンエネルギーの活用推進

3 安全・安心で、尊い命を守る

(生活環境の整備)

- 水道施設、汚水処理施設の整備
- 防災・減災対策の推進消防・救急施設の整備
- 安心できる生活環境の確保

(医療の確保)

- へき地医療体制の整備

4 暮らしやすさを高める

(地域における情報化の推進)

- 情報通信（ICT）基盤の整備・利活用促進

(交通体系の整備)

- 国道、県道及び市町村道の整備
- 農道、林道及び漁港関連道の整備
- 交通確保対策

(子育て環境の確保と高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進)

- 出会い・結婚の支援
- 妊娠・出産、子育て環境の確保
- 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の取組み
- 障害児者等の福祉の向上及び社会参加促進を図るための対策

5 魅力ある地域を創造する

(移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成の推進)

- 移住・交流の推進

(集落の整備)

- 集落の再編整備

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

本県では、県全体の社会経済環境の変化を踏まえ、将来を展望した「めざす将来像」をわかりやすく示すとともに、取り組んでいく施策の基本的方向を明らかにするため、2017（平成29）年度から10年間の道しるべとなる長期総合計画を策定。この計画では、本県のもつ優れた特色（強み）を積極的に生かして県勢を発展させていく姿を、「『世界とつながる 愛着ある元気な和歌山』～県民みんなが楽しく暮らすために～」と表現し、計画がめざす将来像としている。

【和歌山県長期総合計画】

「世界とつながる 愛着ある元気な和歌山」

～ 県民みんなが楽しく暮らすために ～

＜和歌山が目指す将来像＞

- 県民みんなが故郷に愛着と誇りをもち、楽しく快適に暮らし、元気に活躍している姿
- 和歌山と交流・関係する多くの人々が、和歌山に愛着をもっている姿
- 和歌山の魅力ある産業や文化が、世界と直接つながり注目されている姿

＜5つの分野別将来像＞

将来像1 未来を拓くひとを育む和歌山

将来像2 たくましい産業を創造する和歌山

将来像3 安全・安心で、尊い命を守る和歌山

将来像4 暮らしやすさを高める和歌山

将来像5 魅力ある地域を創造する和歌山

また、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条に基づき、平成27年6月に『和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定し、令和2年3月に改定を行った。その中では、人口減少・少子高齢社会に対応するため、「しごと」を創り、「ひと」を増やし、「まち」を創ることを目指して5つの基本目標を掲げ、和歌山県の活性化に取り組むこととしている。

【和歌山まち・ひと・しごと創生総合戦略】

<5つの基本目標>

基本目標1 ひとを育む

未来を拓く子供を育てる環境づくり
みんなが活躍できる社会づくり

基本目標2 しごとを創る

時代を先導するしなやかな産業構造の実現
県内企業の成長力強化
農林水産業の振興
観光の振興
時代の潮流を踏まえた産業の新しい発展

基本目標3 いのちを守る

自然災害への備え
医療の充実と健康の維持
安全な社会の実現

基本目標4 暮らしやすさを高める

快適な生活環境の実現
支え合う福祉の充実

基本目標5 地域を創る

活力と魅力のあるまちづくり
地域をつなぐネットワーク

過疎地域持続的発展方針は、これらの計画や各行政分野で定めた広域計画などを踏まえ、市町村の持続的発展に寄与するものとする。

また、過疎対策事業を効率的かつ円滑に実施するため、過疎地域持続的発展計画の策定においても、和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえたものにしていく。

Ⅱ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成の推進

1 方針

新型コロナウイルス感染拡大を機に、都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流をとらまえ、地域の活性化を図り、集落の活力を再生させるため、「くらし」、「しごと」、「住まい」を一体的に支援する和歌山モデルの移住・定住施策を積極的に推進し、地域づくりの担い手となりうる移住者の獲得に取り組む。

また、地域づくりには、地域外部の人材を取り入れることも重要であり、特定の地域において、副業や兼業など継続的で多様な形で関わる「関係人口」が、地域づくりの担い手となって、地域に変化を生み出すことが期待されている。

加えて、都市など地域外に住む関係人口と地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、地域の内発的発展につながるとともに、将来的には移住者が増加することも期待されることから、関係人口の創出に積極的に取り組む。

さらに、「地域おこし協力隊」の取組を強化するとともに、地域住民、民間企業、外部専門家等と連携しながら、地域の課題解決に取り組むことができる人材の確保・育成を推進する。

2 移住・交流の推進

(1) 移住・定住の推進

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域では若年層の都市部への流出や高齢化の進行に伴う人口減少により、集落機能の維持が厳しくなっており、過疎地域の活性化を図るためには、都市部からの移住・定住を推進する必要がある。
- ◎ 市町村相互間の連絡調整を行うとともに、人的及び技術的援助などを行う必要がある。

〔施策展開の方向〕

ア 移住・定住の推進

大都市圏に各地域の暮らしの特色や魅力を情報発信するとともに、相談窓口の充実や空き家の適切な管理と有効活用など地域の受入体制の整備に加え、実際に現地を訪れ、相談者が「くらし」と「しごと」を一体的に体験できる機会を提供する等、きめ細やかな対応をすることで、移住・定住や二地域居住を推進する。

イ 関係人口の創出

豊かな自然、伝統ある歴史・文化、恵まれた風土、特色ある産業など本県の過疎地域の魅力を発信することで、過疎地域に興味を示し、関わりを持つ人口を増やす。また、学生等と地域が実際に交流できる場を提供し、地域の担い手不足を補い、変化をもたらす人材の創出を図る。

ウ 市町村相互間の連絡調整と人的及び技術的援助

広域にわたる施策を行う際には、市町村相互間の連絡調整を行うとともに、県 - 市町村間などで相互に人材を派遣するなど、連携体制の緊密化を図ると同時に、広い視野と適切な識見のある職員を養成する。

また、市町村が専門人材を確保・活用できるよう地域の実情に応じた必要な支援を行う。

(2) 都市部との交流推進

〔現状と課題〕

- ◎ 近年では、農作業体験を希望する若者が増加するなど、農山村への関心は高まってきている。この潮流をとらまえ、地域外部との交流により、地域の活性化を図ることが重要である。
- ◎ 実際に現地を訪れて農山村の暮らしを体験してもらうなど、都市住民との交流機会を拡大させることが必要である。

〔施策展開の方向〕

ア 都市部との交流推進

地域おこし協力隊の活用、兼業・副業で地方と関わりたい都市部の人材との交流、ワーケーションを行う人とのつながりにより、新しい視点や知見を地域にもたらし、地域課題の解決や新たなビジネスの創出を促進する。

イ 企業や大学との連携

企業や団体の従業員が、過疎地域での担い手不足の解消や賑わいの創出、生産性の向上などに取り組む活動を支援する。また、様々な地域課題を抱える地域と、活動フィールドを求める大学とをマッチングさせ、大学の人材育成と地域の課題解決という双方のニーズを充足する。

Ⅲ 産業の振興

1 方針

過疎地域の住民生活の向上と若年層の定住を推進するためには、産業の振興による雇用の拡大と、その安定的な確保が極めて重要である。特に農林水産業は、地域経済や雇用を支える重要な産業であるとともに、豊かな自然を守る大きな役割を担っている。各分野においては、生産拡大、経営の多角化、販売促進、担い手の育成・確保を図り、競争力を強化し、収益性を高める戦略的な経営手法や国内外の新たな販路開拓によって、持続可能でたくましい農林水産業を創出する必要がある。

また、産業全体としての好循環を生み出すには「農業の多面的な発展」も重要であり、地域の豊かな自然環境、歴史、文化及び資源を活用した観光又はレクリエーションの振興を推進し、農山漁村と都市との交流促進や6次産業化による地域ビジネスの創出、福祉、教育等といった分野とも連携する必要がある。

加えて、人口減少・少子高齢化が進む過疎地域において、地域運営を支える人材の確保や定着を目指すためにも、ハード整備及びソフト対策の両面から起業を支援するとともに、幅広い事業体の参入を促進し、地域の活性化を図るものとする。

2 農林水産業の振興

(1) 農業

〔現状と課題〕

- ◎ 農業は、産出額の伸び悩み、担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増加や水利施設の老朽化、野生鳥獣による農作物被害など様々な課題がある。
- ◎ 国内需要では、貿易自由化の進展による安価な外国産農畜産物との競合などにより、収益性の悪化が懸念され、海外への販路開拓なしに農業の飛躍的な成長は望めない一方で、消費者の安全・安心で機能性の高い日本産の農産物への関心が国内外で高まっている。

〔施策展開の方向〕

ア 農業の生産性向上

県オリジナル品種の育成・産地化や ICT・ロボット等の革新的技術を積極的に導入し、省エネ・省力化・低コスト対策などに取り組むとともに、良好な営農条件を備えた農地や農業用水などを確保するための農業生産基盤の保全管理・整備を推進する。

イ 他分野との連携による農業の多面的な発展

農業者が加工や販売にも取り組む6次産業化を推進するとともに、異業種連携による商品開発や販路拡大により新たな需要を開拓し、また、観光業と融合したグリーンツーリズムの推進、学校教育における職業体験や教育旅行の推進、福祉分野との連携により、農業経営の多角化を推進する。

ウ 攻めの販売促進

産地が主体となった輸出への取組を支援するとともに、県内事業者と輸出商社との商談会開催や海外展示会への出展等により商談機会を創出するほか、県産ブランドの構築に取り組む産地等を支援するとともに、高級販路の開拓や国内大型展示会への出展等、県内事業者にとって有利な販路を開拓する。

エ 担い手の確保と育成

県内各地域へ設置した「農地活用協議会」と「農地中間管理機構」が一体となった活動による担い手への農地集積や、就農相談への対応、技術習得や就農初期の経営安定対策などを推進するとともに、農業法人等の組織経営体の育成・企業参入を推進する。

オ 有害鳥獣対策

捕獲を重点に防護、人材育成、環境整備を総合的に推進するとともに、イノシシ、シカの食肉利用を推進する。

(2) 畜産業

〔現状と課題〕

- ◎ これまで飼料の相当部分を輸入に依存してきたが、世界的な穀物需給の変化等により、飼料価格が高水準で推移することで採算性が悪化していることに加え、畜産農家の高齢化や後継者不足などにより、農家戸数・飼育頭数が減少している。
- ◎ 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫、BSE などの各種家畜伝染病及び糞尿、悪臭による畜産環境問題などが発生した場合の社会的影響は大きく、安心して畜産を営むことができる地域的基盤が必要である。

〔施策展開の方向〕

ア 熊野牛の生産拡大

熊野牛の生産拡大を図るため、消費者の健康志向に対応した生産方法の検討、短期肥育技術の開発などを推進する。

イ 経営安定対策

畜産経営の安定化を図るため、需要に応じた安定供給・品質向上のための家畜改良や国産粗飼料の生産拡大、ロボット等の導入による省力化・採算性の向上など、安定対策事業を適切に実施する。

ウ 特色ある畜産

新たな地域ブランドの確立や生産のみならず、食肉、鶏卵などを活用した加工販売、牧場体験などの分野を一体化した特色ある畜産を推進する。

エ 耕作放棄地、離農畜舎の利用

耕作放棄地や、かつて畜産を行っていた離農畜舎などを活用し、新規就農者や規模拡大を図る畜産農家が利用できるように推進する。

オ 家畜伝染病対策

家畜伝染病対策のため、家畜保健衛生所を中心として畜産農家への立ち入りや各種検査を実施し、県内の家畜防疫に努めていく。

カ 畜産環境対策

適切な糞尿処理による堆肥化や家畜排せつ物が発生する農家と利用したい耕種農家とのマッチングの推進、臭気低減技術の開発と普及を図り、地域に根付いた生産基盤を推進する。

キ 担い手の確保と育成

農地の取得や施設の整備に係る負担を軽減するための取組を推進するとともに、飼養・経営管理に係る技術・知識の習得について新規就農者等への研修機会の提供に努める。

(3) 林業

〔現状と課題〕

- ◎ 本県は地形が急峻なため、林内路網の整備等が遅れており、他の地域と比べて生産コストが高く、また今後、住宅用建築材料としての木材需要は減少傾向で推移することが予測され、林業採算性の悪化により適切に整備されていない人工林が増加。そのことによる森林のもつ重要な多面的機能の低下が懸念される。

〔施策展開の方向〕

ア 林業・木材産業の成長産業化

林道及び作業道等の整備・高性能林業機械やスマート林業機器の導入支援、伐採と植栽の一貫システムの普及により、低コスト林業を推進。

また、ICT等の革新的技術を活用し、木材需要と生産情報のマッチングを進めるとともに、公共建築物や公共土木工事などにおける紀州材需要拡大及び首都圏をはじめとする大消費地での販路拡大を促進する。

イ 多様で健全な森林づくり

間伐をはじめとする適切な森林整備や保安林の適正な管理、獣害や森林病害虫の被害対策を推進し、森林のもつ水源の涵養、山地災害の防止及び地球温暖化防止などの多面的機能の維持・増進を図る。一方で、林業の採算が取れない

人工林は、針広混交林化や広葉樹林化を進めることで、森林の機能回復を図る。

ウ 担い手の確保と育成

都市部での紀州林業体感セミナーを開催するとともに、SNS を活用した情報発信に加え、市町村やわかやま林業労働力確保支援センターと連携し、新規就業者の仕事・住まい・くらし等の相談にノンストップで対応する。また、農林大学校に最先端の林業機器等を配備し、優れた経営感覚や実践的技術・知識をもった担い手を育成する。労働災害発生時に救助機関へ迅速かつ確実に連絡できるよう市町村や事業体において、LPWA などの新たな通信技術を活用して通報システムの導入を促進する。

(4) 水産業

〔現状と課題〕

- ◎ 海面漁業では、主要魚種の資源減少、熱帯域から本県沿岸域へのカツオの回遊量の激減に加え、水産物消費の減少により、生産量及び生産額が減少している。
- ◎ 内水面養殖業では、アユの生産量が魚価の低迷などにより減少している。
- ◎ 漁業者の高齢化や後継者不足問題の進行により、漁業就業者数が減少している。

〔施策展開の方向〕

ア 水産資源の管理

公的な資源管理と漁業者自らによる計画的な資源管理を推進する。また、魚類の育成場である藻場の再生を図るとともに、磯根資源の種苗生産・放流・育成管理により、水産資源を増大する栽培漁業を推進する。さらに、内水面におけるアユ資源を持続的に活用するため、資源調査を実施するとともに、稚魚の放流や産卵場の造成整備を支援する。

イ 漁業の基盤整備

漁業の生産性向上のため、地先や沖合海域での漁場の造成など生産基盤を拡充するほか、漁業の近代化、漁村の活性化及び流通体制の改善を図るための施設整備を推進する。

ウ 漁港の整備

漁港漁場整備長期計画に基づき、水産物の安定供給と効率的な漁業生産活動の推進を図るため、安全性、機能性に優れた漁港の整備などを推進する。

エ 収益性の向上

複数漁業の経営や加工などによる高付加価値化を図る取組を推進するとともに、都市圏への販路拡大など、県産水産物の消費拡大に取り組む。また、海面養殖ではスマート養殖を推進する。

オ 担い手の確保と育成

漁業への就業希望者に対する相談対応や、漁協が実施する漁業研修等を支援することで、新たな担い手の確保・育成を推進する。

カ 内水面漁業の振興

アユやマス類の稚魚放流など増殖対策を推進するとともに、魚病や外来魚・カワウによる被害の防除対策について研究する。

キ 観光業との連携

マリンレジャーや漁業体験等を通じて、都市との交流を図るブルーツーリズムを推進する。

3 地場産業の振興

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域における産業振興を図るため、地域に埋もれた資源の発掘、地域の実情に応じた資源の活用など、地域資源を活かした新しい地場産業の創出と担い手の確保による産業の継続を図ることが課題である。
- ◎ 地域に密着した地場産業の育成や伝統的な製品の振興を図ることで、就労の場を創出し、人口流出の抑制を図り、定住者を増やしていくことが課題である。
- ◎ 地域資源を活用した優れた新商品や新サービスの販路拡大を支援する必要がある。

〔施策展開の方向〕

ア 新たな地場産業の創出

地域資源を有効に活用し、新事業に取り組む起業者への支援を推進する。

イ 連携による振興

農林水産業者、農業生産法人、中小企業などとの連携による商品開発、新しい事業展開及び伝統的な製品の振興を推進する。

ウ 生産者組織の構築

特用林産物などの山村資源を有効に活用するため、効率的な生産体制と集落間の連携による生産組織の構築を推進する。

エ 人材育成と雇用促進

面談会などのマッチング事業に加え、学校や県内企業などと協力し、産業人材を地元で育て、地元で輩出し、地元での雇用を促進する。

オ 販路開拓の支援

展示会への出展支援、バイヤーとのマッチング、プレミアム和歌山推奨制度の活用などにより、戦略的に販路開拓を支援する。

カ 産学官連携の促進

産学官連携などにより、地域資源の活用に向けた研究開発を促進し、地域産業の高度化と地域経済の活性化を推進する。

4 情報通信産業の振興

〔現状と課題〕

- ◎ AI・IoT・ビッグデータ等のデジタル技術が飛躍的に進展しており、5G（第5世代移動通信システム）といった新世代の情報通信技術の普及も目前に控えているが、本県におけるITサービス業の年間売上高は全国の0.1%にも満たない状態である。

〔施策展開の方向〕

ア 研究開発の推進

AI・IoT・ビッグデータやそれらを活用したソフトウェア等のデジタル技術の開発を支援するとともに、ICT事業者と技術を活用したい農林水産業や製造業等を含めた県内各分野の事業者との連携を支援し、開発側と利用側が一体となった研究開発や実証を支援する。

イ 実用化の推進

社会実装が進展する5Gについて、高速大容量・低遅延・多接続という特徴を活かして、過疎地域の課題解決につながるよう、特定地域で5Gを活用する「ローカル5G」も含めて、IT事業者・通信事業者・地域事業者の連携を促し、実用化に向けた取組を推進する。

5 企業の誘致対策

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域においては、就労の場の確保とともに、地域産業の活性化が大きな課題となっており、企業誘致は、新たな就労の場を創出するとともに、既存企業の受注拡大や誘致企業との連携による技術力向上など、地域経済の活性化に大いに寄与する。また、過疎地域の豊かな自然環境の中でワークライフバランスが調和した新しい働き方が注目されており、企業のサテライトオフィス誘致が期待できる。

〔施策展開の方向〕

ア 魅力ある企業立地環境の整備

地域の自然環境や生活環境の保全に十分配慮しながら、企業ニーズに応じた用地の確保や基本インフラを整備し、奨励金や貸付などの支援制度、フォロー

アップ体制の充実などにより、魅力ある企業立地環境を整備し、市町村と連携して誘致活動を展開する。

イ 地域未来投資促進法に基づく県基本計画の推進

地域未来投資促進法に基づく同意基本計画により、産業技術の高さを活かした成長性の高い産業に対し、重点的に誘致活動を展開していく。

ウ 情報サービス関連企業の誘致

情報サービス関連企業のさらなる誘致を図るため、ICT 環境が整った拠点整備や豊かな自然環境の中でのワーケーション（リゾート地などの環境の良い場所で休暇を兼ねてテレワークを行うこと）の推進など、地域特性を武器とした誘致活動を強化する。

6 起業の促進

〔現状と課題〕

- ◎ 地域が持続的に発展するには、地域の特徴をよく理解し、地域と協調しながら、新たな視点で課題の解決につながる事業を立ち上げること（起業）も重要である。
- ◎ 過疎地域において新たな事業を立ち上げるには、そのための人材が不足しているため、支援を行う必要がある。

〔施策展開の方向〕

ア 起業の促進

創業気運の醸成や人脈形成、販路開拓、資金調達など官民一体となった支援体制を強化し、創業をめざす新たな担い手の発掘から事業の発展段階に至るまで、段階に応じた切れ目のない支援を行う。

イ 人材の育成

将来の和歌山を支えグローバルに活躍する人材を育成するため、必要な資質・能力の向上や人脈形成を促す。

7 商業の振興

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域においては、食料品や、生活用品を中心に扱っている小規模な商店がほとんどで、地域人口の減少、また交通網の発達に伴う域外への消費者の流出などによって、商業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、事業を継続することが困難な状況にある。
- ◎ 過疎地域における商業の衰退は、日々の買い物に不便を感じる、いわゆる「買い物弱者」を生み出す事態に至っている。一部地域では、移動販売車が運行しているものの、過疎地域における住民生活の利便性は低下している。

- ◎ 人口減少・少子高齢化の中、地域の商店街など商業集積の役割は、「商いの場」としてだけでなく、地域の人々が交流する「コミュニティの場」としての機能も改めて見直されてきており、その維持が課題である。

【施策展開の方向】

ア 地域商業の促進

商店街の空き店舗等において、商業者に加えNPOなどが行う、地域コミュニティの強化を目的とした公益的な事業を支援する。また、地場産業や観光・レクリエーション産業と連携し、地域住民だけでなく観光客などの域外消費者の多様なニーズに対応した商業を展開する。

イ 『買い物弱者』への対応

過疎地域の「買い物弱者」問題については、住民生活の利便性を維持する観点から、関係市町村や関係機関と連携し、対策に取り組んでいく。その際、物流ドローンを用いた配送やAIを活用した配車・予約制御システムを備えた定額タクシーの運行など先進的な対策について研究する。

ウ 商工会・商工会議所等への支援

小規模事業者の経営や技術の改善発展を図るため、経営・金融・税務・創業・経営革新等に関する相談体制の整備や各種講習会やセミナーの開催を支援する。

8 観光又はレクリエーション

【現状と課題】

- ◎ 本県は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や「南紀熊野ジオパーク」に代表される歴史や文化、温泉や海、山など豊かな自然と多様な食材で、魅力的な観光地として親しまれている。
- ◎ 観光資源を守り、磨きをかけるとともに、観光客のニーズに応じた魅力を引き出すことで、それぞれの好みに応じた多様な感動や楽しみ、癒しを感じることができる「多彩な魅力に出会える観光地づくり」を推進する必要がある。

【施策展開の方向】

ア 地域の魅力発信

過疎地域には、美しい自然や歴史、文化、多様な食材などの観光資源が多くある。観光客の志向や旅行形態の変化に的確に対応し、映像、雑誌、新聞、観光ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等各種メディア展開や、フィルムコミッション活動などにより、魅力を発信するとともに、旅行商品の造成を促進するなど、誘客活動を強化する。

イ 観光と産業振興

農林水産業やスポーツ、医療や生活文化などの様々な分野が観光と深く関連しており、それらと連携強化することで、地域産業の持続的発展を図る。

ウ 観光客の受入環境整備

公衆トイレや休憩所などを整備し観光客の快適性を高めるとともに、観光施設や公共施設に無料で利用できるWi-Fiを整備し、消費税免税店を拡充するなど外国人を含む観光客の受入環境をさらに充実させていく。

エ 体験交流型観光

旅行ニーズの多様化に対応した、豊かな自然や文化、地域資源を活用した体験プログラムの充実と、体験プログラムを活用した修学旅行の誘致や着地型旅行の商品化を促進する。

オ サイクリングロードの整備

地域の魅力を楽しみながらの観光や健康づくりを促進するため、利便性や安全性を備えた県内全域にわたる総延長約800kmの「川・山・海」の3つのサイクリングロード(WAKAYAMA800)において、河川敷を利用した専用道路化の整備など、さらなる自転車利用環境の整備を推進する。

IV 地域における情報化の推進

1 方針

超高速ブロードバンドや携帯電話については、情報通信基盤が整備され、概ね県内全域で利用可能となっているが、未だ十分でない地域もあり、国、市町村と連携し、災害時の情報伝達の確保に資する、民間企業による情報通信基盤の整備や携帯電話不感地域の解消を促進する。また、超高速・超低遅延・多数同時接続等の通信が可能となる5Gなど、新たな通信技術・サービスの動向を的確に捉え、導入を促進することで、地理的な条件不利性を解消するだけでなく、サテライトオフィスをはじめとした過疎地域での新たな雇用の創出が期待される。

よって地域における情報化の取組みを積極的に推進し、人口の高密度や社会経済機能の集積のリスクを避けつつ、都市と連携しながら、豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場を過疎地域に創出する。

また、総務省が令和2年12月に発表した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、今後、社会のあるべきデジタル化の方向性を「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」とし、その実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であるとされた。県内市町村の一体的なデジタル化に取り組むための方向性を定めるとともに、マイナンバーカードの普及促進、行政手続オンライン化の推進などにより、様々な住民サービスの利便性を高め、便利で豊かな県民生活の実現に取り組む。

2 情報通信（ICT）基盤の整備・利活用促進

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域は、他地域に比べ、携帯電話のエリア整備やブロードバンド網の整備などICTを利用できる環境について、依然として十分でない地域があり、引き続き格差の解消に取り組む必要がある。
- ◎ 技術革新によってICTの利活用が様々な分野に浸透してきており、地域の住民生活の利便性向上や産業の活性化を図るためには、このようなICTの利活用の支援に一層取り組む必要がある。
- ◎ マイナンバーカードの普及を促進し、デジタル社会の基盤を整備することが必要である。

〔施策展開の方向〕

ア ICT基盤の整備

過疎地域の情報格差を是正するため、携帯電話や超高速ブロードバンドなどICT基盤の整備について、通信事業者などに対しエリア拡大を働きかけるとともに、国庫補助事業などを活用し整備を促進する。

イ ICTの利活用に対する支援

産業の振興、地域情報の発信など過疎地域の活性化や、住民生活の利便性の向上を図るため、テレワークなどICTを利活用した地域の取組を支援する。

ウ マイナンバーカードの普及促進

出張申請受付などの実施等を通じ、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及を加速させる。

V 交通体系の整備

1 方針

産業振興や活力ある地域づくりなど将来のチャンスを保障するものとして、また、南海トラフ巨大地震などの大規模災害への備えとして交通ネットワークは必要不可欠なインフラであり、近畿自動車道紀勢線の紀伊半島一周の早期実現などミッシングリンクの早期解消は急務である。過疎地域の道路については、長年の過疎対策によりその整備は進んでいるが、十分改善されていない地域もあり、過疎地域と周辺都市との広域連携や生活圏域内の一体化を図るためにも、更なる道路整備が重要な課題となっている。よって、活力ある地域発展や渋滞による経済損失の解消を図る近畿自動車道紀勢線の紀伊半島一周の早期実現や南紀田辺 IC までの 4 車線化といった高速道路整備と合わせて、県内外の一体的発展に寄与する幹線道路（府県間道路・IC アクセス道路・X 軸ネットワーク道路・川筋ネットワーク道路など）の整備・強化や、過疎地域と他地域を連絡する道路の整備に努める。また、集落間や公共施設などを結ぶ市町村道及び農道、林道、漁港関連道など地域内道路の開設や改良、舗装を推進する。

交通の確保対策は、地域交通の維持・確保を図ることを踏まえ、民間バスの維持確保、デマンド型を含むコミュニティバスや乗合タクシーの導入、スクールバス・福祉バスの活用、自家用自動車の利用など地域のニーズに応じた移動手段を確保するため、ハード整備及びソフト対策の両面から推進する。

2 国道、県道及び市町村道の整備

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域において、令和 2 年 4 月 1 日現在の一般国道 10 路線（24 号、42 号、168 号、169 号、311 号、370 号、371 号、424 号、425 号、480 号）の実延長 887.6 km であり、主要地方道は、40 路線で実延長 723.1 km、一般県道は 98 路線で実延長 709.5 km となっている。
- ◎ 過疎地域と周辺都市との広域連携、生活圏域内の一体化を図る観点から、国道・県道・市町村道の整備が重要な課題である。
- ◎ 道路の多くは維持・補修が新たな課題となっており、地域にあった維持管理手法を検討し、生活基盤の適切な管理を行うことが必要である

〔施策展開の方向〕

ア 国道・県道の整備

過疎地域と周辺都市の広域連携に寄与する幹線道路の整備を推進する。また、

幹線道路の速達性の向上、緊急輸送道路などの確保、ネットワークの多重性確保などの観点から、道路ネットワークの強化を図るとともに、日常生活の利便性向上に資する道路の整備を推進する。さらに、防災上・交通安全上必要な箇所など、過疎地域の基本的な生活に不可欠な道路整備を推進する。

イ 市町村道の整備

国道や県道と連携し、各集落と過疎地域の中心地区を結び、また、各集落間を結ぶ市町村道について、幹線的な路線を重点に、線形改良や交通安全対策、防災対策などの整備を促進する。

ウ 地域活性化の視点からの拠点整備

地域の雇用創出や経済の活性化、災害時の活動拠点としての役割を担う「道の駅」において、新たな施設の設置や既存施設の機能強化を推進する。

3 農道、林道及び漁港関連道の整備

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域における農地は急傾斜地が多く、農道は狭小であり基幹となる農道整備が遅れている。
- ◎ 森林資源は充実してきているが、急峻な地域が多いため、全国と比較すると林道・作業道が十分に整備されておらず、低コスト林業を実施する上で引き続き路網整備が必要である。
- ◎ 過疎地域の主要産業である第一次産業の振興を図るため、各産業の目的にあった関連道路の整備を行うことが必要である。

〔施策展開の方向〕

ア 農道の整備

農道は、幹線農道に支線農道及び末端耕作道を有機的に結びつけ、集落とほ場及び集出荷場など、農業用施設と市場などに通じる公共道路に直結するよう計画し、併せて、林道との関連並びに交通の安全に配慮しつつ、これらの整備を推進する。

イ 林道・作業道の整備

林道及び作業道については、森林整備を促進し、低コスト林業を目指すため、国道・県道及び市町村道と有機的な関係を図りつつ、積極的な路網整備を推進する。

ウ 漁港関連道の整備

漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって、漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、漁港と国道・県道を結ぶ道路又は漁港と他の漁港とを結ぶ道路の整備を推進する。

4 交通確保対策

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域では、自家用車の普及や人口減少による輸送人員の減少に伴い、地域住民にとって重要な交通手段である路線バスなどの路線廃止や減便が増加している。
- ◎ 市町村がコミュニティバスや乗合タクシーを運行するなど公共交通の維持・確保を図っているが、厳しい財政状況により十分でない地域もある。
- ◎ 一方で、高齢化の進行により車を運転できないことや、市町村合併などにより公共施設が統合し移動距離が増えるなど、交通確保の必要性は増している。

〔施策展開の方向〕

ア 持続可能な地域交通の確保

地域公共交通の確保につながるよう、市町村・事業者・住民と連携して、地域公共交通計画を策定し、地域の実情に即した交通体系を構築するため、必要に応じて解決策の検討に向けた支援アドバイザーの派遣や調査、実証運行の実施を支援する。

イ 現行路線の維持

公共交通機関がある地域に対しては、バス運行経費の助成など現行路線の維持及び利用促進対策を推進し、地域住民の交通手段の確保を図る。

ウ 代替路線の確保

公共交通機関はあるが、赤字が大きいなど路線廃止や見直しを検討している地域に対しては、コミュニティバスや乗合タクシーの導入、また、スクールバスの活用など代替路線を確保する。

エ 新たな移動手段の確保

公共交通の維持・確保が十分でない地域に対しては、コミュニティバスや乗合タクシー、公共交通空白地有償運送の導入など地域のニーズに応じた新たな移動手段の確保を支援する。

VI 生活環境の整備

1 方針

過疎地域の生活環境の整備は、これまでの過疎対策の結果、相当の成果が見られるものの、都市部と比して、その整備が十分でない地域があり、引き続き対策を推進する必要がある。広域的な視点に立ち、整備の内容や地域の実態を十分考慮しながら、安全・安心で魅力ある住み良い地域づくりを総合的に推進する必要がある。基幹道路、水道施設、汚水処理施設、火葬場、都市的機能を備えた文化施設、その他公共施設などについては、圏域の一体的な整備に努め、サービスステーションなどについては、基幹集落に重点をおきながら、交通・通信網の整備と併せて効率的な配置を図り、地域住民の生活便益の向上、地域の自立意欲の醸成に努めることとする。

2 水道施設、汚水処理施設の整備等

(1) 水道施設の整備

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域における水道普及率は、昭和46年度67.2%から令和元年度末には93.8%と、その整備は進んでいる。
- ◎ しかし、県全体の普及率97.6%（令和元年度）と比較すると、過疎地域は依然として低く、山間部を中心とした整備が遅れている地域では、井戸水や湧水などにより、飲料水を確保している。
- ◎ 水道未普及地域における整備及び重要給水拠点に係る水道施設の優先的な耐震化や老朽化対策が必要である。そのため、アセットマネジメントを実施し、更新需要とその財源を算定し、長期的な視点からの経営を行う必要がある。
- ◎ また、人口減少に対応し、将来にわたって安定的に水道水を供給するために、広域化や簡易水道の統合を促進する必要がある。

〔施策展開の方向〕

ア 施設の整備

過疎地域における水道施設の普及率を県平均に引き上げるとともに、老朽化や地震に対応するため、整備を推進する。特に人口減少が著しい中山間地域においては、簡易水道に代わる供給体制の構築を促進する。

イ 広域化の促進

水道水の安定供給のため、圏域別協議会などで広域化に向けた取組を促進する。

(2) 汚水処理施設の整備

〔現状と課題〕

- ◎ 汚水処理施設は、居住環境の改善の基本的施設として日常生活に必要不可欠な施設であるとともに、公共用水域の水質保全のためにも重要な施設である。
- ◎ 過疎地域における令和2年度末の汚水処理人口普及率は、63.9%と低く、整備が遅れている。
- ◎ UJIターナー者の定住を一層促進するため、快適な生活環境を実現するための汚水処理施設整備が課題である。

〔施策展開の方向〕

ア 施設の整備

全県域汚水適正処理構想に基づき地域の実状に即した汚水処理施設整備を実施する。

イ 下水道施設の整備

集合処理が効率的な区域については、下水道の整備を促進する。

ウ 農業集落排水施設・漁業集落排水施設の整備

農村や漁業集落の集落排水施設については、機能診断の実施や、それに基づく更新の整備を促進する。

エ 浄化槽の整備

過疎地域で集落の散在などにより、個別処理が効率的な区域については、浄化槽の設置整備を促進し、地域の実情に即した効果的な生活排水対策を推進する。

(3) 廃棄物処理施設の整備等

〔現状と課題〕

- ◎ 本県の、令和2年度の1人1日あたりの一般廃棄物排出量は938gで、全国平均の901gを上回っており、削減に向けた対策を推進する必要がある。
- ◎ 今後、人口減少・高齢化が進行し、ごみ排出量が減少することで、廃棄物処理施設の採算性が悪化することが予想される。よって、老朽化が進む廃棄物処理施設の維持管理・更新コストを踏まえ、効率的な整備を推進する必要がある。
- ◎ 令和3年度、県内において409件の不法投棄が確認され、その防止対策を一層充実させる必要がある。

〔施策展開の方向〕

ア 廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の促進

すべての県民、事業者及び市町村とともに廃棄物の発生抑制(リデュース)、

再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）を進める3R推進運動に取り組むとともに、市町村の一層の分別収集やごみ減量化への取組を促進する。

イ ごみ処理広域化

廃棄物処理施設を集約すれば、維持管理コストの削減のみならず、効率的なごみのリサイクルやごみ処理の際に発生した余熱を利用し、発電することも可能になるため、複数の市町村で連携し、効率的で広域的なごみ処理体制を構築する。

ウ 不法投棄防止対策

過疎地域の豊かな自然環境を維持するため、「ごみの散乱防止条例」に基づく教育・啓発により県民の環境意識向上を図るとともに、県民、事業者、警察、市町村及び県の連携による監視体制を強化することで、不法投棄など不適正処理の防止を推進する。

3 防災・減災対策の推進、消防・救急施設の整備

（1）大規模災害に備えた安全の推進

〔現状と課題〕

- ◎ 本県は、地形的・気象的な特性ゆえに、地震、津波、風水害、土砂災害など、度重なる自然災害を経験し、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきた。
- ◎ 自然災害から命を守る「災害による犠牲者ゼロ」の実現を目指し、具体的な防災・減災対策を早期に実行する必要がある。

〔施策展開の方向〕

ア 地震・津波対策、風水害・土砂災害対策の推進

住宅の耐震化をより一層進めるため、家屋の耐震診断・耐震設計・改修への支援制度や医療施設、社会福祉施設、公共施設、公共交通機関の施設など、多人数が利用する建築物の耐震化を推進する。また、津波から逃げ切る対策として、予想される津波到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難なことが想定される地域の解消を推進する。

風水害・土砂災害対策では、ハード対策として県内主要河川整備や土砂災害防止施設の整備を推進する。また、ソフト対策として雨量・河川水位をはじめとする防災情報発信などを推進する。

イ 発災直後の迅速な救助体制と早期復旧体制の確保

発災直後からあらゆる人的・物的資源を総動員できる応急体制を構築する。また、必要な食糧・飲料や生活の基盤となるライフライン機能の迅速な確保及び避難所運営の質の向上や罹災証明書発行、災害廃棄物処理など各課題への取

組を加速させる。

さらに、関係団体等と連携しながら、自助意識をもつための教育を徹底し、地域において防災・減災について学ぶ機会の提供や、防災・減災活動の中心となる人材の育成など、住民の共助による地域の災害対応力を向上させる。

ウ 県民生活の早期再建と地域のより良い復興

地域の活力が失われないよう、住民生活を迅速に再建し、全市町村において、災害後の時間経過を意識した復旧・復興のまちづくり計画を事前に策定する。

(2) 消防体制の整備

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域における広域消防体制の整備と消防施設設備の高度化を推進し、地域の実情に応じた消防力の充実を図ることが課題である。
- ◎ 過疎地域における消防力を維持・向上させるため消防団員を確保するとともに、装備の充実を図ることが課題である。

〔施策展開の方向〕

ア 体制整備

過疎地域の消防力の維持・向上を図るため、消防防災体制の広域化を推進するとともに、地域の消防ポンプ自動車などの消防設備の整備、防火水槽を中心とした適正な消防水利の確保などを図っていく。

また、消防団員が効果的な消防技術の習得ができるよう、消防学校における教育の充実に向けた取組を推進し、消防団を中核とした地域の消防体制の強化を図っていく。

イ 防災資機材の整備

林野火災や自然災害に備え、防災資機材の備蓄強化を図り、防災体制の強化を推進する。

(3) 救急体制の整備

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域の救急需要に対応するための体制整備を図ることが課題である。

〔施策展開の方向〕

ア 救急需要への対応

救急患者搬送などに備え、ドクターヘリ等の運航をはじめ、過疎地域の救急需要に対応するための体制を整備する。

イ 救急救命士の確保・育成

搬送時間を要する過疎地域での病院前救護処置を充実させるため、救急救命士の確保・育成を推進する。

4 安心できる生活環境の整備

【現状と課題】

- ◎ 県消費生活センターに寄せられる消費生活相談件数は増加傾向にあり、65歳以上の相談件数が約3割を占め、ネット販売や訪問販売などでトラブルが多くなっている。
- ◎ 食品の偽装表示や異物混入、大規模な食中毒の発生など、食の安全や安心を揺るがすような事件があり、食に対する不安や不信が高まっている。
- ◎ 高齢者人口のさらなる増加が見込まれる本県にとって、自家用車を運転する高齢者の交通事故防止対策は大きな課題の一つである。

【施策展開の方向】

ア 消費者被害の防止

消費生活相談体制の充実を図るとともに、消費者被害情報の収集・分析や被害防止のための効果的な広報・啓発に取り組む。また、高齢者の消費者被害を防止するため、見守り活動に併せた啓発を実施するなど、地域社会全体で見守り、支援する体制を構築する。

イ 食の安全・安心確保

食品による健康被害を未然に防止するため、飲食店や食品を製造・販売する工場・店舗に対する衛生管理指導や、流通食品の検査を徹底する。また、消費者と食品関連事業者、生産者の相互理解を深めるため、消費者懇談会などのリスクコミュニケーションの機会を充実させる。

ウ 高齢者の交通安全対策

高齢運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するため、交通安全意識の啓発に取り組むとともに、衝突被害軽減ブレーキを始めとした先端技術の活用により、交通事故の更なる減少を推進する。

VII 子育て環境の確保と高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 方針

令和4年1月1日現在、県内30市町村のうち29市町村で高齢化率が25%を超えており、その中に県内すべての過疎市町村が含まれている。また、ひとり暮らしの高齢者は69,100人で、65歳以上人口の22.4%を占める。進行する高齢化にあたっては、今後の要介護認定者の推移やニーズを踏まえ、介護が必要となっても、住み慣れた地域で暮らしていけるよう老人福祉施設や住宅サービスなどの着実な整備を図っていく。また、介護サービスの充実、医療と介護の連携強化、地域見守り協力員などによる見守り体制の構築、認知症対策の推進などに取り組み、「地域包括ケアシステム」を構築し、「わかやま長寿プラン」の基本理念「高齢者が安心して、いきいきと暮らすことができる和歌山」の実現を目指す。

さらに、過疎地域における若い世代の結婚、妊娠、出産への希望を育む取り組みを推進し、併せて児童が健やかに育つ環境づくりを支援するため、多様な保育サービスの充実をはじめとする過疎地域の実情にあった環境整備を推進し、「紀州っ子健やかプラン2020」の実現を図っていく。

加えて、高齢者や障害者などすべての人が自らの意志で自由に行動し、共に地域社会で快適に暮らせる社会を実現するために制定した「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づき、総合的な施策を推進するとともに、「紀の国障害者プラン」に基づきノーマライゼーションの理念を実現し、障害のある人が自らの選択と決定の下に社会のあらゆる活動に参画し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を目指す。

2 出会い・結婚の支援

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域は少子高齢化の進行により、若年層人口は減り続けている。また、都市部と同様に平均初婚年齢は上昇傾向にあり、生涯未婚率も上昇しているなど、晩婚化・未婚化が進行している。

〔施策展開の方向〕

ア 婚活イベントなどの実施

婚活イベントの開催、わかやま婚活応援隊による男女の出会いの場の提供などにより、「出会い・結婚」を支援するとともに、結婚から子育てまでのライフデザイン構築に係る包括的な情報を提供し、結婚・子育てに希望を抱いてもらうための施策を展開する。

3 妊娠・出産、子育て環境の確保

〔現状と課題〕

- ◎ 児童の健全な発達のためには、集団保育の場が重要であり、過疎地域の保育環境を確保することが課題である。
- ◎ 子育て世代が安心して育児に取り組めるよう、子育て家庭への相談・支援体制及び母子保健施策を強化する必要がある。

〔施策展開の方向〕

ア 保育サービス等の充実

過疎地域の児童の福祉の増進を図るため、地域の実情に即した保育サービスの充実や安心して出産・子育てができる医療サービスの充実、保育所の整備を推進する。

イ 子育てを支援する仕組みの強化

子育て家庭への経済的支援、妊娠・出産、子育てに関する相談・支援体制の強化、社会全体で子育てを支援する仕組みの強化に取り組む。

ウ 母子保健対策

過疎地域における母子保健については、思春期から結婚・妊娠・分娩周辺期、新生児、乳幼児を通じて、それぞれの時期にふさわしい保健指導や各種の検診を実施し、疾病の予防に努めるとともに、周産期医療対策を推進する。

4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の取組み

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域では、高齢単独世帯及び夫婦のみの世帯が占める割合が高く、家庭での介護力が低下している。
- ◎ 高齢期をいかに健康で、生きがいをもち、いきいきと暮らすことができるかが課題となっている。
- ◎ 地域社会においても高齢者の社会参加活動に対する期待が高まっており、高齢者の地域貢献のための環境づくりとともに、地域全体で相互に支え合い、助け合う意識を醸成することが課題である。

〔施策展開の方向〕

ア 高齢者の健康対策

日常生活に密着した健康相談・健康教育・健康診査を実施し、健康意識の高揚を図りながら、自主的な健康づくり活動の取組を促進する。また、老人福祉施設の整備と合わせ、地域の特性を勘案しつつ、高齢者の健康対策を推進する。

イ 福祉対策

できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、在宅サービスや市町村における地域包括支援センターの機能が充実するよう支援する。また、介護保険サービスの基盤整備を促進するとともに、養護老人ホームや軽費老人ホーム、生活支援ハウスなど老人福祉施設の活用についても促進する。さらに、地域で支え合い、見守りあえる取組を推進するため、地域住民が主体となった住民相互の助け合い活動の支援を推進する。

ウ 生涯学習

生涯を通じた学習機会の確保や、社会参加活動の場を増やすとともに、高齢者の持つ経験や知識を活かした伝統技術の伝承活動、交流活動などを推進する。

5 障害児者等の福祉の向上及び社会参加促進を図るための対策

〔現状と課題〕

- ◎ 障害児者が地域で安心して暮らすためには、多様なニーズや地域の実情を踏まえたサービスを提供する必要がある。

〔施策展開の方向〕

ア 障害者の自立と社会参加

障害のある人の地域生活を支えるために、福祉、保健、教育、労働などの各分野で関係機関の連携を深め、できる限り身近な地域でサービス利用が可能となるよう「和歌山県障害福祉計画」に基づき必要なサービスを利用できる体制の整備を図る。また、自立した生活を送ることができるよう就労支援を推進する。

イ 障害児支援

障害のある子供に対する支援については、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図った上で、乳幼児期から一貫した療育支援の体制を確立するための取組を行っていく。

Ⅷ 医療の確保

1 方針

医療の確保は、地域の持続的な発展を図る上で、欠くことのできない対策として、高齢化が進む過疎地域では、その緊急性が極めて高く、重要な課題となっている。

過疎地域では、市町村がへき地診療所を設置するとともに、県がへき地医療拠点病院を指定するなど、安定的なへき地医療の提供を図ってきた。しかし、へき地診療所における既存施設や設備の老朽化が課題となっており、その更新を支援するとともに、必要に応じた運営の支援を引き続き実施することが必要である。近年では、高齢化による疾病構造の変化が生じており、内科以外に需要診療科目が増加するなど、医療のニーズが多様化していることから、へき地医療への支援の充実を図る必要がある。

また、医療機関への交通手段となるコミュニティーバスなど公共交通機関や患者輸送車の重要性はさらに増すため、その充実が必要である。医療機関への移動が困難な患者のため、在宅医療を選択できる環境を整備するなど、受療機会を確保することが必要である。

救急医療の確保が困難な過疎地域においては、重篤な救急患者を広域的に搬送するドクターヘリは、安全かつ安心な生活を送るために不可欠で、その安定的な運航を図ることが必要である。

本県の医師は、和歌山市内に集中し、無医地区などへき地の医療を支える医師の不足と地域偏在が生じており、その解消が必要である。これまで、自治医科大学卒業医師の配置やへき地医療拠点病院からの計画的な医師派遣を通じて、医師の確保に努めている。加えて、地域医療を支えるためにへき地医療拠点病院などへ配置された若手医師が、へき地医療に従事しながら、キャリアを形成できる環境の整備が必要である。また、へき地診療所に不足している看護職員についても、確保する必要がある。

2 へき地医療体制の整備

〔現状と課題〕

- ◎ 本県の過疎地域では、令和元年10月現在で15か所の無医地区、20か所の準無医地区があり、安定的かつ質の高いへき地医療提供体制の整備が必要となっている。
- ◎ 高齢化に伴い多様化するへき地医療のニーズへの対応と受療機会の確保が課題である。
- ◎ 本県の医師数は、無医地区などへき地が所在する医療圏の多くで全国平均を下回っており、また、へき地診療所では看護職員の不足が課題となるなど、これら地域を支える医療従事者の確保が課題である。

〔施策展開の方向〕

ア 医療体制の整備

へき地医療支援機構を中心とした、へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師派遣に関する調整を行うとともに、へき地医療拠点病院の指定を推進する。

イ へき地診療所の整備

へき地診療所の老朽化した施設及び設備の更新を支援するとともに、必要に応じて運営を支援する。

ウ 救急医療体制の確保

各保健医療圏域の拠点病院などの機能強化はもとより、病院と診療所の連携や遠隔医療などの医療機関連携を図り、へき地における救急医療体制の確保を推進する。

エ ドクターヘリの運用

ドクターヘリの運用による重篤な救急患者の迅速な搬送に取り組むとともに、近隣府県と連携した広域救急医療体制を充実させる。

オ 受療機会の確保

へき地医療拠点病院などによる無医地区及び準無医地区への往診、特定行為を行うことができる看護師の養成を支援するなど、在宅医療の提供体制を強化するとともに、患者輸送車などの整備及び運行を支援し、患者の受療機会を確保する。

カ 医師の確保

自治医科大学、県立医科大学地域医療枠及び近畿大学和歌山県地域枠の卒業医師をへき地医療拠点病院などに効果的に配置する。

キ 情報化の推進

テレビ会議システムを用いた遠隔聴講などを通じて、へき地診療所などで勤務する若手医師の診療及びキャリア形成を支援するとともに、患者が住み慣れた地域で専門医の助言を受けることができる体制を整備する。

IX 教育の振興

1 方針

本県では15歳未満の人口減少に伴い、全域で休校や閉校、複数の学校の統合が進むとともに、小規模の学校が増加しており、学校行事、児童会・生徒会活動、部活動を維持することが難しくなっている。

UJIターナー者の定住を図るには、子供の教育の機会や質を保障するための教育環境を整備することが重要である。

すべての児童生徒が確かな学力、豊かな心、健やかな体の「知・徳・体」を備えることを目指して、小学校以降の生活や学習を支える基盤となる幼児期の教育の充実、児童生徒が主体的に学ぶ授業の充実、道徳教育・ふるさと教育の推進、計画的な体力づくり等を推進する。とりわけ過疎地域においては、自然体験や人間的な触れ合い等、それぞれの地域・学校の特性を活かした特色ある教育活動を展開する。

また、高齢化が進行する中、高齢者をはじめとする全ての人々が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合えるよう、高齢者等が生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を活かせる環境を整備する必要がある。

2 小中学校における教育活動の充実

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域の小規模校や過小規模校について、地域の実情や保護者・地域の意見を十分踏まえながら適正規模化を進める市町村及び設置者に対する適切な助言や支援が必要である。
- ◎ 学校が小規模となっても、学習活動の活性化や人間関係を築く力の育成、体験活動の充実などが十分に保証される環境の整備が求められている。
- ◎ へき地における小規模校ならではの良さを積極的に生かした教育実践を進める必要がある。

〔施策展開の方向〕

ア 幼小中学校の適正規模化に係る市町村支援

集団の中で切磋琢磨しながら学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、小・中学校の適正規模化について市町村及び設置者に適切な助言や支援

を実施する。また、小規模校については、教育の機会均等を保障するだけでなく、多様な機能を担うことを踏まえ、市町村に適切な助言や支援を実施する。幼稚園、認定こども園については、過疎地域の実情に即した整備を促進する。

イ へき地複式教育の充実

複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方などについて、教職員の指導力の向上を図るとともに、へき地小規模校の教職員の研修（教育センター学びの丘における研修及び県へき地複式教育研究会）の充実を図っていく。

ウ 体験活動の推進

望ましい人間関係を築く態度や自立心、規範意識などの育成のため、過疎地域の豊かな自然環境を活用した森林体験学習や農山漁村での宿泊体験学習により、過疎地域と県内外の学校との交流学习などを推進する。

エ ICT教育の推進

国が示す ICT 環境の整備方針に基づき、大型掲示装置、無線 LAN、児童生徒用タブレットパソコンなど、学校の ICT 環境の整備を推進し、ICT を効果的に活用した、児童生徒にとってわかりやすく理解が深まる授業を実現する。

オ 耐震化、バリアフリー化等の推進

学校施設の耐震化や屋内運動場等の吊り天井等非構造部材の耐震化対策を推進する。また、よりよい教育環境を整えるため、空調設備の設置やトイレの洋式化を進めるとともに、屋内運動場や校舎の段差の解消、自動ドアや多目的トイレ等の設置など、障害のある児童生徒が安心して学べる学習環境を整備する。

3 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

〔現状と課題〕

- ◎ 過疎地域の地域コミュニティの維持・存続を図る上で、地域コミュニティの場として社会教育施設（公民館・図書館など）の果たす役割は大きい。

〔施策展開の方向〕

ア 地域コミュニティの場の確保

各地域において適正な配置に留意しつつ、地域コミュニティの場として、多目的、多機能及び都市的・文化的機能を兼ね備えた、高齢者や障害者に優しい施設の維持・整備を推進する。また、廃校舎の活用により、共通体験を通して、世代や地域を超えたコミュニティを形成できる可能性がある。

イ スポーツ施設の整備・活用

スポーツ施設を整備し、スポーツ・レクリエーションなどを通じた地域住民の健康増進や地域間交流を推進する。

X 集落の整備

1 方針

過疎地域では、これまで集落間を結ぶ道路網の整備を中心として、水道施設の整備や産業基盤の整備など総合的な生活環境の整備が図られてきた。

しかしながら、過疎地域の集落を取り巻く状況は、若年層の人口流出や高齢化などにより厳しさを増し、地域コミュニティの崩壊や耕作放棄地の増大、森林の荒廃、貴重な地域文化の消滅など深刻化している。

こうした状況を踏まえ、住民生活の一体性を重視した『ふるさと生活圏』を対象として、未利用資源を活かした新たな価値の創造、地域の課題解決、集落の担い手・支え手づくりなど、住民主体の取組を総合的に支援する。その一方で、集落として基礎的条件を維持することが困難な場合においては、集落再編整備を推進する。

2 集落の再編整備

〔現状と課題〕

- ◎ 集落の人口減少や高齢化などにより、集落機能が維持できなくなっている集落の対策を考える必要がある。
- ◎ 地域住民の意向を踏まえ、集落の再生・再編整備を行う必要がある。

〔施策展開の方向〕

ア 集落の再生

『ふるさと生活圏』という単位において、市町村、地域住民などと連携を図り、地域住民主体の総合的な取組をハード・ソフト両面から支援する。

イ 集落の再編

過疎地域集落再編整備事業などの国庫補助事業を活用し、関係市町村と協力し、住宅用地及び住宅などの移転先の整備、移転跡地の活用など、集落再編に必要な措置を推進する。

XI 地域文化の振興等

1 方針

本県の過疎地域には、豊かな自然環境が保護され、先人から受け継いだ有形・無形の歴史的・文化的資産が多く残されている。中でも、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、日本ジオパークに認定された「南紀熊野ジオパーク」、世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」は重要な自然資産である。

これらがもたらす恵みを、世界の人々といつまでも分かち合えるよう、観光との融合にも積極的に取り組み、多くの人に、その地を訪れ、実際に観て、感動してもらう機会を創出し、地域の活性化につなげていくことで、後世にわたり、文化遺産・景観を守り、引き継いでいく「保存・保全と活用との好循環」の実現に取り組むことが必要である。

また、県民一人一人の自主的な文化芸術活動が活発に行われるよう優れた芸術や本物の芸術に直接、触れ合う機会を十分確保し、国や公益法人等による芸術家、文化団体への助成や文化芸術に深い理解を示す県内企業等による寄付や支援活動との連携により、芸術家による創造活動を物心両面から支援するとともに、県民の文化ニーズを調整し、関連イベントの企画運営を行うアートマネジメントや文化ボランティア制度の充実等、行政と市民が一体となった文化の振興を進めるほか、文化芸術活動の情報発信、文化活動の拠点となる施設の整備充実、市町村等との共働を推進する。

文化芸術は、「創作活動を行う人」、「鑑賞・評価を行う人」、「文化芸術活動の企画・管理・運営・支援を行う人」によって支えられており、少子高齢化が進む中、本県の文化芸術の振興や県内各地域における伝統的な文化資源の適切な保存と活用を図るために、それぞれの分野を担う、人づくりを推進する必要があることから、現代的な文化芸術や伝統文化、地域文化等の各分野における関係団体や専門家との連携、協力を図っていく。

2 地域文化の振興等に係る施設の整備

〔現状と課題〕

- ◎ 地域の持つ特色、歴史や文化、風土、自然環境など様々な地域資源を活用し、個性ある地域文化の振興を図ることが課題である。
- ◎ 地域文化及び文化財の保全・活用を図る。
- ◎ 教育分野との連携により、感受性や創造性の豊かな幼児、児童、生徒や学生に対しては、本物の文化芸術や他国・他地域の様々な文化に触れる機会を提供するとともに、県内の優れた文化芸術を体験・習得する機会を充実する。

〔施策展開の方向〕

ア 文化施設の整備

地域の個性ある文化活動を促進するため、地域の特色を活かした文化施設の整備を図るとともに、既存施設の有効活用を推進する。

イ 文化活動の促進

地域の貴重な伝統文化や生活文化を大切にし、その保存・振興を図り、地域の人材や地域特性を活かした文化活動を促進し、新たな地域文化の創造を推進する。

ウ 地域資源の活用

地域の様々な歴史・文化に関する観光資源の発掘に加え、地域ぐるみで取り組む文化財の継承と保存・活用を推進するとともに、魅力ある文化体験型観光資源の開発を促進することで、地域の活性化を図る。

エ 文化芸術を担う人づくりの推進

次代を担う層、現役世代、シニア層の各年代における文化芸術に携わる人づくりを推進し、あわせて高齢者の知識・技能を継承する。

XII 地域における再生可能エネルギーの利用の促進

1 方針

日本の温室効果ガス排出量の約9割をエネルギーの使用により発生した二酸化炭素が占めている状況の中、2015（平成27）年7月の「長期エネルギー需給見通し」（経済産業省）において、将来のエネルギー需給構造のあるべき姿が示され、地球温暖化の進行を抑制し、持続可能な社会を実現するためには、温暖化の要因である温室効果ガスの削減と再生可能エネルギーの最大限の導入拡大が強く求められている。

本県の森林は、整備されずに放置されているものも多く存在しており、間伐をはじめとする適切な森林整備や、植林による森林の再生を促進することで、二酸化炭素吸収源として、樹木の炭素貯蔵効果を最大限に発揮させるとともに、木材の利用を推進し、環境負荷を低減することが重要である。

また、太陽光、風力、木質バイオマスなど再生可能エネルギーによる電力需給割合を高めることで、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を大幅に削減し、自然環境や地球生態系を守り、その恵みを持続的に享受するため、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現をめざす。

2 クリーンエネルギーの活用推進

〔現状と課題〕

- ◎ 将来、資源の枯渇が危惧される化石燃料への依存度の低減や地球温暖化に対応するため、再生可能エネルギーの導入促進が求められている。

〔施策展開の方向〕

ア 新たな産業の創出

再生可能エネルギーへの転換を基軸とした新たな産業の創出を進め、国の再生可能エネルギー割合の達成目標を大きく上回る「再エネ先進県」を実現する。

イ 自然と調和した電源開発

本県の豊富な自然資源を生かし、太陽光、風力、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した電源開発を自然と調和した形で促進する。

ウ 木質バイオマスの利用の推進等

木質バイオマスボイラーなどの設備導入を支援するとともに、林地残材などの未利用材の木質バイオマスエネルギーへの利用を積極的に推進する。